

## 皇族の範囲に関する現行の仕組み

## 皇族となる場合等

	配偶者	子	備考
天皇・皇族男子	皇族となる	皇族となる	皇族となる子は嫡出子・実子のみ(養子は不可。)
皇族女子	皇族と ならない	皇族と ならない	婚姻により皇籍離脱。

天皇・皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることを要する。

## 皇族の規模

- 天皇・皇族の嫡男系嫡出の子孫は、世数を問わず皇族とする。(第6条)
- 皇籍離脱制度(第11条)の運用により、皇族の規模を適正に保つ。
- 現行制度制定時に、皇族の範囲を法制度上限定することは困難であることから、皇位継承者に過不足のないよう、その時その時の実情に応じて、皇籍離脱制度の運用によって調整することとしたもの。

## &lt;参考&gt; 皇籍離脱制度

	本人の意思による離脱	やむを得ない特別の事由(注)による離脱
皇太子・皇太孫	できない	できない
親王(皇太子・皇太孫除く)	できない	できる
内親王	できる	できる
王	できる	できる
女王	できる	できる

皇籍離脱をする場合は、皇室会議の議によることを要する。

(注)皇族の数の調整のための皇籍離脱も可。

<参考1> 皇室典範（昭和22年法律第3号）（抄）

**第五条** 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

**第六条** 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

**第九条** 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

**第十一条** 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

親王（皇太子及び皇太孫を除く。）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

**第十二条** 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

**第十五条** 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

<参考2> 現行典範制定時の議論

昭和21年12月11日 衆・皇室典範案委員会

金森徳次郎国務大臣 皇族の範囲を、五代なら五代にはつきり限るといふに、過去の大宝令がきめましたやうな行き道をいたしますると、実際の経験に徴しまして、それでは困るという場面もまた起るかも知れぬのであります、この血統の続き工合というものは一概には理屈が立ちませんで、それがために皇位継承の範囲が不足したということになつてはまた一大事だと思ふのであります、そういう所を調節して行きますのは、その時その時の実情を念頭においてどちらの面から見ても支障のない所で調節して行かなければならぬといふに考えられるのであります、そこでこの皇室典範におきましては、形式的にきちんとそれをきめませんで、皇族が身分をお離れになるような場合が予想されておまして、しかもそれは御自身の御意思によらない場合もある、十一条第二項のごときものも規定せられましたので、そういふ制度の運用によつて、行き過ぎもなく、行き足らずもないように調節しようといふふうに考えたわけでありまして、なかなかこれを形式的にきちつときめまして、何代まではということにいたしますると、かえつてそこに逆の保障作用と申しまするか、まあ昔の言葉でいえば皇族の範囲が御繁栄になり過ぎるといふ場面も起るかも知れない、そういうことを考えて起案をいたしておるわけでありまして